

平成 31 年度 金融関連ビジネスモデル創出促進事業（補助）

公募要領

沖縄県では、「金融関連ビジネスモデル創出促進事業」の実施に関する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。補助金の交付を希望される方は、事業内容をご理解いただいた上で、応募してください。

1. 事業概要

(1) 事業の目的及び内容

本事業は、キャッシュレス決済、仮想通貨、トランザクションレンディング、情報銀行等をはじめとした、独自性・優位性のある金融関連ビジネスモデルの創出に対する取組を支援することにより、経済金融活性化特別地区内への金融関連事業者及び金融関連ビジネスの集積促進を目的とする。

(2) 補助期間

補助期間は交付決定の日から平成 32 年 2 月 28 日までとなります。ただし、継続して事業を実施する場合、年度ごとに審査委員会にて事業成果について評価・検証し、継続するか否かを判断し、最長 2 カ年度まで補助を受けられます。継続に関しては、国の交付決定及び沖縄県の次年度予算の成立が前提となります。

(3) 補助率

補助対象事業費の 3 分の 2 以内

(4) 補助限度額

初年度（平成 31 年度）10,000 千円

2 年目（平成 32 年度）10,000 千円

※消費税及び地方消費税は含まない

2. 応募要件

申請者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象とならない場合があります。

- ① 本事業の目的に沿ったプロジェクト内容であること。
- ② 本プロジェクトにて実施した内容について、補助期間終了後も、経済金融活性化特別地区を拠点とした継続的な展開を見込んだ具体的な組織化計画及び事業計画を有すること。
- ③ 本プロジェクトを的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ④ 本プロジェクトを円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 本公募要領に記載された趣旨を全て了解する者であること。
- ⑥ コンソーシアムを組む場合は、次の要件を満たしていること。
(ア) コンソーシアムを代表する事業者が応募すること。

- (イ) コンソーシアムの構成員のいずれかが、応募要件①から④までを満たすこと。
- (ウ) コンソーシアムを構成する全ての事業者は、応募要件⑤、⑦、⑧及び⑨を満たすこと。
- (エ) コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員として重複応募する者でないこと。
- (オ) コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑧ 応募者（コンソーシアムによる申請の場合は構成員すべて）が法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税を滞納していないこと。
- ⑨ 補助金適正化法等の関係法令遵守義務及び公金による補助事業を実施するに当たって義務が生じることについて承服できること。

(※) 地方自治法施行令第167条の4第1項
 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

3. 支援内容

<補助内容>

- ① 補助対象：金融関連ビジネスの創出のために直接必要な人件費及び事業費
- ② 補助期間（予定）：初年度8ヶ月（平成31年7月～平成32年2月末）
 2年目11ヶ月（平成32年4月～平成33年2月末）
 ※審査委員会にて事業の継続が認められた場合、平成32年度も補助を受けることができます。
- ③ 補助額：初年度（平成31年度）上限10,000千円
 2年目（平成32年度）上限10,000千円
- ④ 補助率：補助対象経費の2/3以内

<補助対象経費>

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内容
(1) 人件費	本プロジェクトに直接従事する者の直接作業時間に対する給与等
(2) 事業費	
ア 旅費	本プロジェクトに必要な出張に係る経費

イ 報償費	本プロジェクトに必要な通訳等に係る経費
ウ 需要費	本プロジェクトに必要な物品であって備品購入費に属さないもの（但し、本プロジェクトのみで使用されることが確認できるもの） 本プロジェクトで使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費
エ 役務費	本プロジェクトに必要な郵便料金等の通信運搬に関する経費
オ 委託費	本プロジェクトに必要であり、補助事業者が直接実施することができないものについて、他の事業者に外注する経費（情報システムの開発委託等）
カ 使用料及び賃借料	本プロジェクトに必要な物品のリース、プロジェクトルーム等の賃借にかかる経費
キ 備品購入費	本プロジェクトに必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入に係る経費
ク その他補助事業に必要な経費	上記以外の経費であって、県が必要と認めた経費

- ※ 消費税及び地方消費税については補助対象経費としないため、事業費積算に当たっては消費税抜きの価格で積算すること。
- ※ 委託費は、原則として総経費の1/2を超えないようにすること。（1/2を超える場合は事業費積算内訳書に理由書を添付すること。）
- ※ 実証事業の参加者等に配布する景品、クーポン等にかかる費用については補助対象経費としないこと。
- ※ 経費項目毎に積算された詳細について、適正なものか確認するため、積算根拠や見積書等を整備すること。

4. 応募手続

(1) 応募の方法

以下の資料について、受付期間内に、すべて日本語で記載した状態でご提出ください。

① 提出書類<申請書>

- (ア) 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【第1号様式】
- (イ) 各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別紙1】～【別紙8】
(※別紙1については、コンソーシアムによる提案の場合のみ)
- (ウ) その他補足説明資料（会社案内、パンフレットなど）（任意）

- ※ 提出部数 10部（正本1部（片面印刷）、写し9部（長辺とし両面印刷）
- ※ 申請書類は原則としてA4判、左綴りとし、第1号様式を1ページ目として通しページを中央下に必ず打ち、左上をダブルクリップで留めること。ステープラー（ホッチキス）止めや製本は行わないこと。
- ※ 申請書に記載する内容については、今後の事業執行の基本となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ表明すること。

※ なお、補助対象候補者として決定した場合であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、補助金を交付しないことがある。

② 提出書類<添付資料>

- (エ) 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【第2号様式】
(※コンソーシアムによる提案の場合、代表申請者を除くすべての構成員)
- (オ) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【第3号様式】
(※コンソーシアムによる提案の場合はすべての構成員)
- (カ) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
(※コンソーシアムによる提案の場合はすべての構成員)
- (キ) 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
(※コンソーシアムによる提案の場合はすべての構成員)
- (ク) コンソーシアム協定書の写し
(※コンソーシアムによる提案の場合のみ)
- (ケ) 直近3カ年の法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税の納税証明書（未納の税額が無いことの確認として提出して頂きます。）
(※コンソーシアムによる提案の場合はすべての構成員)

<参考：取得機関>

法人税（証明書の種類「その3」）	税務署
法人事業税、法人県民税	県税事務所
法人市町村民税	市役所・町村役場の税担当窓口

※ 提出部数 2部（正本1部、写し1部（長辺とじ両面印刷）

※ 添付書類の写しは原則として A4 判、左綴りとし、左上をダブルクリップで留めること。ステープラー（ホッチキス）止めや製本は行わないこと。

② 提出書類<関係資料>

- (コ) 申請書類チェックシート
 - (サ) 申請書類のデータを格納した電子媒体（CD-Rなど）
- ※ 提出部数 1部

(2) 申請に関する留意事項

- ① 同一事業者の応募に関しては1社1件とします。
- ② 同一事業者が同一の課題又は内容で、既に国等の公的助成制度（委託事業を含む）による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがあります。
- ③ なお、書類に不備等がある場合は審査対象とならないことがありますので、申請書様式に従って記入して下さい。様式に記載された項目の変更はしないで下さい。また、審査を行う上で、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ④ 提出された申請書類、添付資料等は返却されません。これら申請書類は、審査の目的のみに使用し、すべての内容を機密保持します。
- ⑤ 採択に至った場合でも、補助金交付額は審査の結果および予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。

(3) 受付期間

【公募受付期間】 : 平成31年4月9日(火)～平成31年5月17日(金)

※ 応募書類等の提出は、平成31年5月17日(金)15:00までに持参又は簡易書留による郵送により行うこと。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

(4) 応募にかかる質問

本応募要領及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【第4号様式】を電子メールによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア 提出期限 平成31年4月24日(水)15:00(厳守)

イ 提出場所 「9 問い合わせ先」のとおり

質問に対する回答は、受付後7日内を目処に、電子メール及び県情報産業振興課 HP で回答を行う。

(5) 応募説明会について

本事業の応募説明会を以下のとおり開催する。なお、説明会への出席について事前の申し込みは不要。

ア 開催日時 平成31年4月16日(火)10:00～11:00

イ 開催場所 沖縄県庁14階 商工労働部会議室

ウ 出席人数 1事業者当たり2名以下とする。

(6) 応募書類提出先

ア 提出期限 平成31年5月17日(水)15:00(厳守)

イ 提出場所 「9 問い合わせ先」のとおり

なお、受付は月曜日～金曜日(祝祭日を除く)、9:00～17:15(12:00～13:00除く)とし、この時間外は、受け付けはいたしませんので、ご注意下さい

5. 審査について

(1) 審査方法

申請されたプロジェクトについて、下記の審査を行います。

【第一次審査(書類審査)】

県において、「2. 応募の要件」を満たしているかを含め書類審査を行います。書類審査を通過した事業者に対しては、結果及び第二次審査(プレゼンテーション)実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみ通知します。

【第二次審査(プレゼンテーション)】

第一次審査を通過した申請について、沖縄県商工労働部に設置する「評価検討委員会」において審査を行います。

※ プレゼンテーションでは、審査員が容易に理解できるよう、図表等を用いるなど工夫し、簡潔ご説明下さい。

(2) 採否決定の通知

第二次審査後、採択・不採択については、県から申請者に通知します。

審査結果の通知後は、採択候補者を相手方として補助金交付申請についての調整を行う。

(注意事項)

企画提案の交付決定を行うにあたっては、内閣府による事前確認を受ける必要があります。

第二次審査を通過した事業提案について内閣府の事前確認を実施し、確認を受けた提案事業について補助金の交付決定を行います。

※内閣府の確認の結果、交付決定がされない場合があります。

6. プロジェクト（補助事業）の開始

県からの補助金交付決定後に事業を開始することになりますが、以下の点に留意して下さい。

(1) 申請内容の公表

交付決定を受けた事業については、申請者の事業者名及び事業の概要等を新聞、ホームページ等にて公表することがあります。なお、公表する内容については、事前に調整をさせていただきます。

(2) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

(3) 補助金の支払い

本事業における補助金の交付は、補助期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としております。

(4) 補助金の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

(5) 事業期間の終了後

① 実績報告書の提出

本補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は平成32年3月31日のいずれか早い日までに、報告書（A4版）及び電子ファイル（PDF形式（テキストデータ）を収めた電子媒体）、成果物（マニュアル、ソースコード等）を正本1部、副本2部を作成し、副本2部を提出する必要があります。

② 取得財産の管理

本補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の所有権は補助事業者にあるが、この財産の処分については一定の制限があります。また、これら財産を処分したことにより当該補助事業者収入があったと認められるときは、その収入に相当する額の全部又は一部を沖縄県に納付する必要があります。

③ 成果報告書の提出

事業期間の終了後は、知事の求めに応じて成果報告書を提出する必要があります。

④ 産業財産権に関する届け出

補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく財産権届出書を知事に提出する必要があります。

⑤ その他

業務の遂行にあたっては沖縄県と随時協議を行い、その指示に従うこと。

7. スケジュール（予定）

交付決定までのスケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

平成31年4月9日（火）	公募開始、質問受付開始
4月16日（火）	応募説明会
4月24日（水） <u>15:00 厳守</u>	質問受付終了
5月17日（金） <u>15:00 厳守</u>	応募書類提出期間終了
5月27日（月）	第一次審査（書類審査）結果通知
6月4日（火）	第二次審査（プレゼンテーション審査）
6月5日（水）～6月28日（金）	採択候補事業に対する内閣府審査等
7月1日（月）（予定）	第二次審査結果通知、交付決定

8. その他留意事項

- (1) 書類提出に当たっては、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングの出席に対する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容、書類経過については公表しない。

9. 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階
沖縄県商工労働部情報産業振興課 情報・金融産業振興班
担当：宮城
電話番号：098-866-2503 FAX 番号：098-866-2455
電子メールアドレス [miyagisn\(at\)pref.okinawa.lg.jp](mailto:miyagisn(at)pref.okinawa.lg.jp)
※(at)は@に置き換えて下さい。

情報産業振興課ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/index.html>